

西条市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(小学生調査票)

市民の皆様方には、平素より市政の推進について、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、子ども・子育て新制度が実施されることになりました。

これを受けて本市では、平成27年度を初年度とする「西条市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、市民の皆様の子育てに関する生活実態やご要望・ご意見などを把握するため「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施いたします。

この調査は、市内にお住いの0歳から小学6年生までのお子さん3,000人を無作為に抽出し、その保護者の皆様にご協力をお願いするものです。

つきましては、ご多忙のことと存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、回答いただきました調査内容は、西条市や国・県の子ども・子育て支援施策の検討のみに利用させていただくものであり、回答者個人が特定されたり、他の目的に利用したりすることは一切ございません。

平成25年11月

西条市長 青野 勝

ご記入にあたってのお願い

1. 特にことわりのある場合以外は、封筒の宛名のお子さんについてご記入ください。
2. アンケートには、お子さんの身の回りの世話などを主にしている保護者の方がご記入ください。
3. ご回答は、選択肢に○を付けてお選びいただく場合と、数字などを具体的にご記入いただく場合があります。
4. 設問または回答した選択肢によっては、一部の方だけに回答をお願いしている設問があります。その場合は説明文、矢印等に従ってお答えください。
5. ○をつける数については、(1つに○)、(あてはまるものすべてに○)などの案内がありますので、設問ごとの案内にしたがってください。
6. 選択肢「その他」に○をした場合、具体的な内容を()内にご記入ください。

ご記入が済みましたら、お手数ですが、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、

12月4日(水)までにポストにご投函ください。

この調査についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

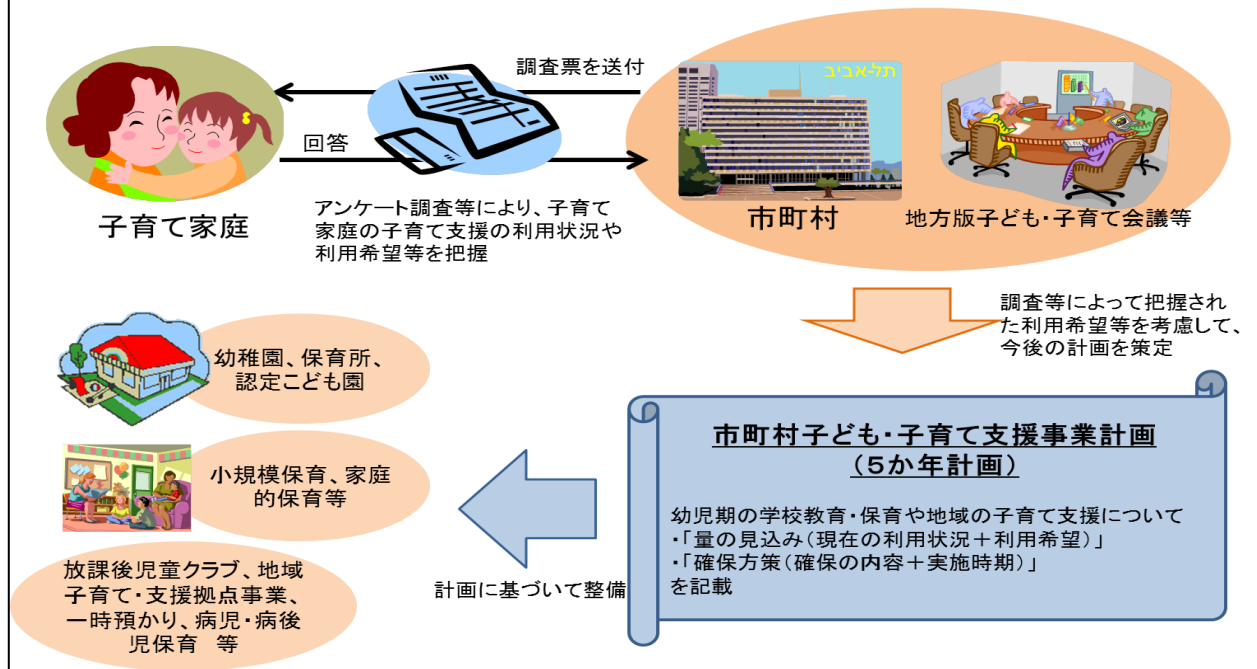
西条市役所 保健福祉部 女性児童福祉課

電 話 0897-52-1581

FAX 0897-52-1294

E-mail joseijidofukushi@saijo-city.jp

いただいた回答は地域の子育て支援の充実に生かされます



子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく新たな子ども・子育て支援の制度（以下「子ども・子育て支援新制度」といいます。）は、以下のような考え方に基づいています。

- 子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。
- 子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。
- 子ども・子育て支援は、以上のような考え方をもとに、保護者には子育てについての第一義的責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うものです。
地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を目指しています。

(用語の定義)

この調査票における用語の定義は以下のとおり

幼稚園：学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設（学校教育法第22条）

保育所：児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設（児童福祉法第39条）

認定こども園：幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）

子育て：教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる支援

教育：本アンケートでは、問14までは家庭での教育を含めた広い意味、問15以降においては幼児期の学校における教育の意味で用いています。